

令和3年度 伊東市長寿ふれあい交流事業助成金手続き等の流れ

記念品事業

総事業費の2/3相当額を助成する。

敬老会事業どちらか一方 ただし配付数に1,500円を乗じて得た額を上限とする。

<事例：▲▲町内会の場合>

【事業の計画】

▲▲町内会では敬老会を行わず、65歳以上の方に対し、記念品を配付する事業を計画し、敬老の日の9月15日（木）町内の役員が該当高齢者30人の自宅を訪れて記念品を渡す。30人分の記念品代54,000円（@1,800×30人）を経費と見込んだ。

【申請手続き（約2～3週間前）】 ▲▲町内会→市へ（申請額：36,000円）

※申請額の計算方法は、別紙「長寿ふれあい交流事業実施計画書記入例」をご覧ください。
「①補助金等の交付申請書」に「②長寿ふれあい交流事業実施計画書」を添付して、市役所高齢者福祉課にご提出ください。

【交付決定通知】 市→▲▲町内会へ（交付決定額36,000円）

上記の申請書に基づき、交付決定額を通知します。

【請書の提出】 ▲▲町内会→市へ 【交付決定通知】の通知書と一緒に同封されています。

【事業の実施（記念品の配布）】

当初該当する高齢者人数を30人と見込んでいたが、実際には28人に記念品を配付し、事業を実施した。⇒報告額（市助成金）は@1,800×28人×2/3=33,600円となります。

【事業完了（記念品配布終了後）に関する手続き】 ▲▲町内会→市へ（報告額33,600円）

- ① <未提出の場合>請書 ※上記3つ前の【交付決定通知】の通知書と一緒に同封されています。
- ② 補助事業等完了報告
- ③ 長寿ふれあい交流事業参加者名簿（第2号様式）
- ④ 長寿ふれあい交流事業収支精算書（総事業費等の変更があった場合は、変更後の金額で作成する。
（例：当初36,000円で申請したが、完了報告の際は33,600円で書類を作成する）
- ⑤ 請求兼領収書（※押印必要）※振込する通帳と照会し、口座名義や口座番号の確認をお願いします。
※訂正箇所がある場合もありますので「印鑑」を持参ください。
- ⑥ 振込口座の通帳の写し（銀行支店名・口座番号等の記載面）※本年度初めて申請を行う団体は必須
- ⑦ 領収書 等（事業内容がわかるものが他にあれば添付してください）

【助成金の支払い（完了報告から約1か月後）】 市→▲▲町内会

完了報告書類の提出から「約1か月後」に指定の口座に助成金を振込させていただきます。

※注意※ 参加した高齢者の対象要件を調査し、年齢等が非該当の場合は交付金額の減額もあります。